２０２７年度（令和９年度）
東北大学法科大学院入学試験　一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

1　Xは、「被告人は、令和７年４月１日午後８時頃、M県S市A区〔番地等略〕所在のV方において、交際中のVから別れ話を持ちかけられ、その翻意を求めたが拒絶されたため、同人を自殺の道連れに殺害しようと決意し、同人に対し、所携のナイフによりその腹部を突き刺し、よって、その頃、同所において、腹腔内刺創に基づく出血により同人を失血死させて殺害したものである。」という殺人罪の訴因により起訴された。

2　本件殺人被告事件は、裁判員裁判の対象事件であるため、公判前整理手続に付された。同手続において、検察官は、「犯人目撃状況」を立証趣旨として、V方の近隣の住民であるPの証人尋問を請求した。裁判所は同請求を認め、令和７年１０月１日の第１回公判期日において、Pの証人尋問が行われることになった。

同証人尋問において、Pは、検察官の主尋問に対し、「私は、事件当日の午後８時５分頃、V方の玄関からXが出てきて、南側に向かって足早に走り去ってゆくところを見ました。」と証言した。

3　このようなPの証言を受け、Xの弁護人は、Pの前記証言の証明力を争うため、①検察官による事情聴取（令和７年４月１０日に行われたもの）に際してPが行った供述を録取した供述調書（以下「P調書」という。）と、②検察官による事情聴取（令和７年４月１５日に行われたもの）に際してQ（Xの友人である者）が行った供述調書（以下「Q調書」という。）の証拠調べを請求した。

P調書には、「私は、事件当日である令和７年４月１日の午後８時５分頃、V方の玄関から男が出てきて、南側に向かって足早に走り去ってゆくところを見ました。しかし、この男がXであるかどうかは分かりません。」というPの供述が録取されている。Pは、前記事情聴取に際し、自身の記憶が定かではないことを理由に署名・押印を拒否したため、P調書にはPの署名・押印がない。

Q調書には、「私は、事件当日である令和７年４月１日の午後８時頃、Xと一緒にF県K市所在の私の自宅（V方からの距離は約１３０キロメートル）にいました。」というQの供述が録取されている。Q調書にはQの署名・押印がある。

4　このようなP調書及びQ調書の証拠調べ請求に対して、検察官は、「いずれの調書も、証明力を争うための証拠として許容される証拠には当たらない。」との証拠意見を述べた。

【設問】

下線部の証拠意見の当否につき、関連する条文の趣旨を踏まえて論じなさい。